

## 奈良市民間保育所設置運営事業者募集要項

### 1 募集の趣旨

奈良市（以下「本市」という。）では、平成27年に策定した第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に基づき、保護者が安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、保育所の新規開園、既存保育所の定員拡大、幼稚園の預かり保育の拡大等、待機児童解消対策を推進してまいりました。

令和元年度の計画期間終了に伴い、令和2年3月に第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」を策定・公表し、さらにスピード感をもって待機児童解消の対策を進めるべく、国の補助を活用することを前提として、設置対象地域内において、認可保育所の設置及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

### 2 設置対象地域及び設置箇所数等

募集する認可保育所の設置対象地域は、下記のとおりです。

地域	対象範囲	設置箇所数	開園予定日
近鉄大和西大寺 駅周辺	駅からおおむね半径1.0km以内 (別紙1)	1か所	令和4年4月1日 ※補助金の交付を受けない 自主財源による設置の場合 や、賃貸物件整備の場合 は、令和3年度中の開設に ついては可とします。

ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域において保育所を整備する場合の開園予定日について、関係法令に規定する必要な開発許可手続きによる事業者の責に帰さない事由に起因して令和4年4月1日を超過すると見込まれる場合は、その超過期間が必要最低限なものであり、かつ、その工程が妥当であると判断される場合に限り、令和4年度中を限度に相談に応じることとします。（以下「開園予定日に関する例外事項」という。）また、駅から近い地域については審査の際に加点されます（加点の詳細は別紙5を参照ください）。

### 3 応募資格

- (1) 応募日現在、法人格（社会福祉法人、学校法人、株式会社、特定非営利活動法人等）を有していること。
- (2) 応募日現在、次のいずれかの施設を運営する事業者であること。
  - ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された保育所
  - ② 児童福祉法第35条第4項の規定により設置された保育所のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園

法」という。) 第3条第1項の認定を受けて設置された保育所型認定こども園

③ 認定こども園法第17条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園

(3) その他、応募する事業者(以下「応募者」という。)は、次の事項を満たすこと。

① 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。

② 児童福祉事業に熱意と見識を有し、認可保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

③ 保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)に基づいた保育を提供すること。また、本市からの指導に従う等本市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。

④ 奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等に該当しないこと。このことについて、応募者の役員について管轄する警察署へ照会を行う場合があります。

⑤ 宗教活動、政治活動、販売活動を目的として保育事業を行わないこと。

⑥ 本募集要項にて提示する条件を厳守できること。

⑦ 児童福祉法第35条第5項第4号に該当しないこと。

⑧ その他法令等に違反する事業者でないこと。

⑨ 応募者が社会福祉法人以外の者である場合については、上記に加えて以下の要件も満たすこと。

(ア) 学校法人の場合 「保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)」第1の3(3)②

(イ) 学校法人以外の場合 「保育所の設置認可等について」第1の3(3)①及び②

なお、応募後、上記事項を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

#### (4) 応募に対する制限

次に掲げる者は、前記(1)から(3)を満たす有資格者であっても、本事業に応募することはできません。また、応募者は次に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできません。

① 本市が設置する奈良市民間保育所等選考審査委員会(以下「審査委員会」という。)を構成する委員及びその家族

② 審査委員会委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている団体に所属する者

③ 審査委員会委員から指導を受けている立場にある者

#### (5) 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る応募者は失格とします。

① 提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められる場合

② 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

③ 応募者が審査委員会による選定の前後に、審査委員会委員又は関係者と直接、間接を問わず本計画に関する接触を求めた場合

④ その他本市が不正・不適切と認める行為があった場合

## 4 不動産物件

保育所を設置する不動産（土地・建物）は、次の要件を満たすものとします。また、不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号局長通知）」によること。

- (1) 設置場所は、保護者の利便性と現存する保育所との均衡を勘案して選定を行うこと。
- (2) 保育所の運営を行うために直接必要な全ての不動産については、継続的かつ安定的に運営可能な不動産であること。
- (3) 保育所の設置及び運営に関して、地元自治会、近隣住民等の了承が得られる不動産であること。
- (4) 保育所の認可を受けた不動産は、当該保育所における保育以外の目的に使用しないこと。
- (5) 保育所の認可を受けた不動産の維持管理に要する費用は、事業者の負担とすること。
- (6) 不動産の貸与を受ける場合、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源を収支予算書に計上すること。
- (7) 保育所を建設する土地は、事業者が所有若しくは取得見込み又は借地であること。ただし、保育所の建設に支障がないこと。
- (8) 予め開発工事や建築工事の所要期間について所轄庁に確認し、開園予定日までに確実に開園できる土地を選定すること。また、関係法令及び本市の各要綱等を遵守すること。
- (9) 既存建物を活用する場合は、次の事項を満たすこと。
  - ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認済証及び検査済証が交付されていること。検査済証が交付されていない場合は、国土交通省が示すガイドラインに従い、指定確認検査機関での建築基準法適合検査を受けた結果報告書を提出すること。
  - ② 現行法上の耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。耐震診断を実施し耐震基準上問題がない事が確認された建物及び耐震補強済みの建物を含む。
  - ③ 吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保湿剤等が不使用、又は除去等の措置済みであること。
  - ④ 床面積200㎡を超える保育所を整備する場合、建築基準法の規定に基づき、特殊建築物（保育所等）へ用途変更を行い、建築確認済証の交付を受けること。
  - ⑤ 採光、換気が良好であること。
- (10) 応募日現在、未竣工の建物を活用する場合は、令和3年9月末頃までの竣工が確実であること。この場合、竣工の確実性を示す書類（建築工程表、進捗管理表、施主と建築施工会社間で締結された建築工事請負契約書の写し、施主の工事代金の支払い能力を証する書類等）を提出すること。
- (11) 貸与を受ける土地について、賃借契約期間は保育事業開始から10年以上であること。補助金を活用して保育所を整備する場合において、建築予定の建物の構造の処分制限期間未満で保育所を廃止または建物を処分した場合、事業者が当該施設における保育事業を終了した時点における評価額に対する補助金相当額の返還が発生することに注意し、契約期間を設定すること。

表. 補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（厚生労働省告示第 381 号一部抜粋）

構造		処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		47年
鉄骨造	骨格材の肉厚 4mm 超	34年
	骨格材の肉厚 3～4mm	27年
	骨格材の肉厚 3mm 以下	19年
木造		22年

- (12) 貸与を受ける建物について、賃貸借契約期間は保育事業開始から 10 年以上であること。補助金を活用して建物の施設整備（改修工事）をする場合、当該工事により設置した 30 万円以上の備品、電気設備、給排水設備等の処分制限期間未満で保育所を廃止または建物を処分した場合、事業者が当該施設における保育事業を終了した時点における評価額に対する補助金相当額の返還が発生することに注意し、契約期間を設定すること。

表. 補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（厚生労働省告示第 381 号一部抜粋）

用途	処分制限期間
電気設備（照明設備含む）（蓄電池電源設備以外のもの）	15年
給排水、ガス設備	15年
冷房、暖房、通風又はボイラー設備 （冷暖房設備（冷凍機の出力が 22kW 以下のものを除く））	15年
事務机、事務椅子及びキャビネット（主として金属製のもの）	15年

- (13) 貸与を受ける不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように安定的な事業の継続性の確保が図られると判断される場合は、この限りではない。

- ① 土地又は建物の賃借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合
- ② 貸主が地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は信用力の高い主体であること

- (14) 貸与を受ける土地について、当該用地に抵当権等の担保権が設定・登記されていない又は、解除できる確実な見込みがあること。

- (15) 貸与を受ける建物について、原則として当該建物に抵当権等の担保権が設定・登記されていないこととするが、次のいずれかに該当する場合は例外とする。

- ① 事業者が地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。
- ② 抵当権者が銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）あるいは信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）に基づく金融機関であり、かつ抵当権が実行された場合においても保育所の設置経営主体の責任により、入所者及びその保護者への負担を最小限に抑えた状態での事業実施が可能な場合

## 5 整備及び運営に当たっての条件

- (1) 施設の整備及び運営に当たっては、以下の法令等を遵守すること。

- ① 児童福祉法及び奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年奈良市条例第 55 号）
- ② 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和元

年奈良市条例第 23 号)

- ③ 奈良市民間保育所設置認可基準（別紙 2）
  - ④ 都市計画法、建築基準法及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の関係法令
- (2) 施設の整備に当たっては、次の事項を遵守し、本市や関係各署の指示に従い、近隣の住民の意見や要望に対して誠実に対応すること。
- ① 前記に記載の開園予定日までに開園できるよう、遅滞なく円滑に進めること。
  - ② 建物の外観は、周辺の住宅地の景観と調和するものとする。
  - ③ 児童の送迎のため、自動車及び自転車を駐停車する場所が必要数確保されていること。
  - ④ 保育所の敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に利用する車両置場を確保すること。
- なお、③の駐車スペースとの兼用は可とする。
- ⑤ 屋外遊戯場（園庭）は保育所敷地内に確保すること。また、地表であることが望ましい。
  - ⑥ 施設の設計や工事の実施に当たっては、次の事項等について近隣の住民と十分に話し合い、本市の指示に従うこと。

建物の位置と高さ（日照）、出入口の位置と構造、換気扇の位置と向き、窓等の位置と大きさ、植栽樹木等の管理、防音対策、工事騒音や振動、工事車両の搬出入経路、保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策、近隣の住民より要望のある事項、その他協議が必要となる事項

- (3) 運営に当たっては、次の事項を遵守すること。
- ① 基本事項
    - ・ 定員は 90 名とし、0 歳児から 5 歳児までの児童を受け入れること。
    - ・ 基本開所時間は、平日及び土曜日の午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までを原則とする。
    - ・ 休所日は、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）とする。
    - ・ 駐車場については、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、通園する子どもや送迎する保護者、歩行者等の安全を第一に考え、交通事故や違法駐車等による問題を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。
    - ・ 入所児童については、施設内での事故等に関する保険（災害共済給付制度、傷害保険等）に加入すること。
    - ・ 保護者との意思疎通を図り、質問・要望等については誠実に対応すること。また、苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、本市及び保護者に公表すること。
    - ・ 定期的に福祉サービス第三者評価の受審に努めること。
    - ・ 既存の建物を活用し、かつ、同一建物内で他の事業を複合的に行う場合は、保育所と明確に区分けすること。
  - ② 保育内容等
    - ・ 1 時間以上の延長保育事業及び一時預かり事業を開園時から必ず実施すること。また、子育て支援の観点から、休日保育事業等についても追加で提案することは可能です。ただし、ご提

案いただく事業の実施に要する財政措置を約束するものではありません。

なお、下記の条件を全て満たす休日保育事業の実施を提案する場合には、審査の際に加点されます。（加点の詳細は別紙5を参照ください。）

#### <休日保育事業加点条件>

- ア 年間を通じて休日等の開所を実施すること。
- イ 在園児のほか、奈良市に住民票があり、かつ保育所、認定こども園等に通園している2号又は3号の支給認定を受けている子ども等（広域利用で市外の保育所・認定こども園を利用している場合も含む）の利用を受け入れること。
- ウ 適宜、間食又は給食等を提供すること。
- ・ 特別な配慮や支援を必要とする児童の受入れに努めること。
- ・ 給食については自園調理とし、栄養士が作成する献立に基づき実施すること。なお、外部搬入は認めない。給食におけるアレルギーへの対応は、除去食、代替食などにより、子どもひとりひとりの状況に応じたものとする。調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を遵守すること。
- ・ 「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号）」の別紙「大規模食中毒対策等について（平成9年3月24日衛食第85号）」の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じて、調理従事者等は、月1回以上の検便を受けること。  
検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。
- ・ 保育内容については、保育所保育指針に基づいた全体的な計画及び指導計画を作成し、その計画に沿って実施すること。
- ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のため、特に寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かし、また、午睡及び仮眠中は、低年齢児の呼吸確認を0歳児は5分ごと、1歳児は10分ごと、2歳児は15分ごとに1回行い、健康観察の表（天気・気温・湿度・体調・呼吸確認・睡眠時刻等）を作成し、記録をつけること。
- ・ 保護者との交流を図り、保護者の意見を保育所運営に反映させること。
- ・ 事業者は、延長保育料及びその他実費徴収、上乗せ徴収については、家計に与える影響を考慮したうえで額を設定し、その支払いを求める理由とあわせて、あらかじめ保護者の同意を得たうえで、徴収することができる。なお、当該費用を徴収した場合、経理内容を明確にし、保護者の求めに応じ結果を報告すること。
- ・ 本市内の保育所等と連携・交流を行い、相互の保育の向上を図ること。

#### ③ 職員配置

- ・ 保育に当たる職員は、保育士資格を有する者であること。
- ・ 施設長及び主任保育士は、実務経験がある正規職員とし、かつ保育所の専任であること。
- ・ 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する職員配置基準を遵守するとともに、延長保育事業等のその他事業を実施する上で必要となる職員の配置に留意すること。

## 6 施設整備・運営に当たっての補助制度

事業者が施設を整備・運営するに当たっては、次の補助制度を利用することができます。

### (1) 施設整備費補助

以下の補助金を活用する場合は、本市で定める契約手続きに準じて契約行為を行ってください。また、市が指定する日以前に工事等の補助対象事業に着手すると補助対象外となります。

新築・改修どちらの場合でも、補助対象経費に土地や建物の買収、土地の整地等の費用は含まれませんので、補助金の算定にあたってはご注意ください。

#### ① 新設整備の場合

令和3年度保育所等整備交付金を活用し、施設の整備に必要な工事費等に対し、予算の範囲内で補助を行います。

対象法人	対象工事等	補助基準額	補助率	補助金額（予算額）
社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団法人 公益財団法人	工事費又は工事請 負費 工事事務費	225,518千円	4分の3	169,139千円

※ 上記以外の法人については、保育所等整備交付金の補助対象法人ではありません。

※ 補助基準額及び補助金額は、保育所等整備交付金交付要綱に基づき算出されます。記載の金額は、令和2年度保育所等整備交付金交付要綱に基づき定員90名の保育所を新設する場合について算出した金額です。また、国庫補助制度の変更や、保育所等整備交付金交付要綱の改正等により、補助の内容が変更される場合がありますので、資金計画を立てる際は余裕をもって計画してください。

#### ② 改修整備の場合

令和3年度保育対策総合支援事業費補助金を活用し、賃貸物件により新たに保育所を設置するために必要な経費に対し、予算の範囲内で補助を行います。

対象法人	対象工事等	補助基準額	補助率	補助金額（予算額）
すべての法人	改修費等 賃借料（礼金を含 み敷金を除く。） 備品購入費	60,000千円	4分の3	45,000千円

※ 補助基準額及び補助金額は、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱により算出されます。

国庫補助制度の変更や、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の改正等により、補助の内容が変更される場合がありますので、資金計画を立てる際は余裕をもって計画してください。

※ 賃借料については、市の指定する日以降（着工時から開設月の前月までの日を予定）に新規契約したものに限り、ます。

※ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業は補助対象外です。

※ 自己所有物件の場合は、補助対象外です。

## (2) 運営費補助

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号に規定する施設型給付費のほか、奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）に基づき補助します。

※ 各補助金の詳細はお問い合わせください。また、予算の範囲内での助成となるため、提案された事業等すべてに対しての補助を約束するものではありません。

## 7 応募方法等

### (1) 質問の受付及び回答

#### ① 質問の受付

「民間保育所設置運営事業者募集に係る質問書（別紙4）」により奈良市子ども未来部保育所・幼稚園課宛てにFAX又は電子メールにて送付してください。

※ 確認の為、送付した旨電話連絡をお願いします。また、電話や来訪等口頭による質問は受け付けません。

#### ② 受付期間 令和2年11月19日（木）から令和3年1月8日（金）午後5時まで

#### ③ 回答方法

質問書到着から一週間を目途として、事業者へ適宜回答するとともに、奈良市ホームページにも掲載する予定です。ただし、事業者固有の質問についてはこの限りではありません。

### (2) 事前相談

応募申請書提出の前に、施設整備計画の概要及び物件に関する事前相談（以下「事前相談①」という。）と、申請内容全般に関する事前相談（以下「事前相談②」という。）が必要です。

以下の期日までに事前相談①及び事前相談②を実施していない場合や、事前相談の最終日における準備状況から、開園予定日までの開園が明らかに困難であると判断した場合は、原則として申請を受け付けません。

また、本公募事業に伴い、「奈良市認可保育所整備候補物件募集要項（令和2年10月7日公表）」により、認可保育所を設置するための候補物件の情報を本市において募集しています。集約した情報の閲覧は令和3年2月1日（月）まで可能ですので、閲覧を希望される事業者は、奈良市認可保育所整備候補物件募集要項に基づき手続きしてください。

#### 【事前相談①】

方法：事前相談書（別紙3）に記入し、周辺地図及び物件の概要並びに計画図面案を添付して提出（持参）してください。

期間：令和2年11月19日（木）から令和3年1月22日（金）までの平日  
午前9時から午後5時まで

#### 【事前相談②】

方法：応募者は、申請書類一式（1部）を事務局へ提出（持参）してください。

期間：令和2年11月19日（木）から令和3年1月22日（金）までの平日

午前9時から午後5時まで

※ 事前相談日時については、予め電話にて予約してください。

※ 事前相談の手続きは、応募者（法人）が実施してください。コンサルタント等からの申請やコンサルタント等のみでの相談は受け付けません。

(3) 応募申込書及び応募書類（「提出書類一覧（別紙6）」のとおり）の提出

① 提出場所 奈良市子ども未来部保育所・幼稚園課（平日午前9時から午後5時まで）

② 提出期間 令和3年1月25日（月）から令和3年2月1日（月）正午まで

※ 提出期間は、令和3年2月1日（月）正午をもって締切となっておりますので、ご注意ください。

③ 提出方法 持参に限ります。郵送等による提出は受け付けできません。

④ 提出部数 正本1部、副本13部

※ 提出物は1部ずつA4サイズのファイルに綴るとともに、資料番号をインデックスで標示してください。また、添付した資料について「提出書類一覧（別紙6）」の提出欄に○を付し、綴じこんだ申請書類の先頭に添付してください。

※ 事前に電話で日時を連絡の上ご持参ください。

※ 提出の際に提出書類についてお聞きする場合がありますので、担当者の方がご持参ください。

※ 提出書類一式に不備・不足のある場合は、受け付けできません。

## 8 事業者選定

審査委員会の審査を経て、事業候補者の選定を行います。審査は、書類審査及びヒアリング審査を行います。書類審査とヒアリング審査の結果を総合的に判断し、事業候補者を選定します。

ただし、選定された事業候補者が、前記「3 応募資格」の要件を満たさなくなったとき、又は審査に関して不正と認められる行為をしたことが判明した場合等は、次点の事業候補者を選定する場合があります。また、選定の結果、該当なしとする場合もあります。

選定方法及び日程は次のとおりです。なお、状況により審査を追加する場合があります。

(1) 現地調査、予定地調査及びヒアリング審査

応募者が運営している施設の現地調査、本事業の計画予定地の調査及びヒアリング審査を行います。審査については非公開とします。現地調査は、オンライン形式で実施する場合があります。ヒアリング審査には、応募者代表者（担当役員又は本事業の責任者でも可）、園長就任予定者及び会計担当者が必ず出席してください。

※ 調査等の実施日時は、別途応募者に通知します。

※ 現地調査を実施せず、予定地調査及びヒアリング審査のみとする場合があります。

※ 現地調査、予定地調査及びヒアリング審査は2日に分けて実施する場合があります。

(2) 選定方法

① 審査委員会は、提出書類一式の書類審査及びヒアリング審査を審査基準表（別紙5）に基づき審査項目ごとに採点します。

- ② 審査委員の基礎点の平均点が132点（基礎点220点の60%）未満の場合は選考対象外とします。
- ③ 応募者多数の場合は、審査委員会の判断により書類審査における上位者を選出し、上位者のみヒアリング審査についての日程を通知し、同審査を行う場合があります。

(3) 選定日程

日 程	事 項
令和2年11月19日（木）	募集要項公表
令和2年11月19日（木） ～令和3年1月8日（金）【午後5時締切】	民間保育所設置運営事業者募集に係る質問書 （別紙4）受付期間
令和2年11月19日（木） ～令和3年1月22日（金）【午後5時締切】	事前相談受付期間
令和3年1月15日（金）	最終質問回答（これ以前は適宜回答します。また、奈良市ホームページにも掲載します。）
令和3年1月25日（月） ～令和3年2月1日（月）【正午締切】	【公募申込期間】 提出書類一覧（別紙6）提出期間
令和3年2月下旬【予定】	現地調査及び予定地調査（日時の詳細については、別途通知します。また、応募者多数の場合は、書類審査における上位者に対してのみ現地調査、予定地調査及びヒアリング調査を行う場合があります。）
令和3年2月下旬【予定】	ヒアリング審査（日時の詳細については、別途通知します。）
令和3年3月中旬【予定】	結果通知発送（すべての応募者に通知します。）※選定に関する異議等は受け付けいたしません。

(4) 事業開始までのスケジュール

日 程	事 項
結果通知発送後	本市との事前協議
事前協議以降	本市との覚書締結・地元説明会の開催

市の指定する日以降	入札・工事契約・着工
開園 1 か月前迄	竣工・完了検査・認可手続き
令和 4 年 4 月 1 日（開園予定日に関する例外事項を適用する場合は、その開園予定日）まで	開園

## 9 選定後の留意事項

### (1) 事前協議・覚書の締結

選定後、本市との事前協議に出席すること。

また、応募内容を確実に履行していただくために本市と事業候補者との間で覚書を締結します。

### (2) 地元説明会の開催等

事業候補者が責任を持って地元説明会を開催・出席し、工事入札前までに「自治会同意書（別紙 7）」及び「隣接地権者同意書（別紙 8）」を提出すること。

地元説明会の主催者は事業候補者とする。より詳しい情報提供の為、設計者（工事業者決定後は設計者及び工事業者）も同席すること。

### (3) 事業候補者決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合、審査結果の通知後であっても決定を取り消し、その事業候補者を失格とします。なお、選定された事業候補者が失格となった場合、次点の事業候補者を選定する場合があります。

- ① 「3 応募資格」に記載された各項目を満たさなくなった場合又は応募日時時点で各項目を満たしていないことが後日判明した場合。
- ② 選定後、本市の承諾を得ずに応募内容を変更した場合。
- ③ 建築基準法等により必要となる協議を関係各課と行っていないと確認された場合。
- ④ 周辺地域への説明及び対応が誠実に行われていないと確認された場合。
- ⑤ 保育所の設置運営を開園予定日までに履行することが困難であると本市が判断した場合。

## 10 その他

### (1) 応募上の注意事項

- ① 提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めません。ただし、本市から指示した場合は除きます。
- ② 本募集要項及び別添資料は、応募の検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ③ 本市が必要と認める場合、応募者の名称及び提出書類等の内容（個人情報を除く。）を公表することがあります。
- ④ 提出された書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。ただし、本市は、事業候補者の決定等に必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出書類等については、返却しません。

⑤ 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

⑥ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面（辞退届等）により提出してください。

(2) 計画の変更について

事業候補者として決定された後の応募内容の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、かつ変更後も確実に開園予定日までの開園が可能であり、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合があります。

(2) 計画の変更について

事業候補者として決定された後の応募内容の変更は、原則として認めませんが、次に定める事由による場合で、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合があります。

① サービス向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、かつ変更後も確実に開園予定日までの開園が可能である場合

② 開発許可手続きに関し協議等に不測の日数を要する場合等、当初予測できなかった事業者の責に帰さない事由により開園予定日を変更する場合

**【問い合わせ先】**

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

Tel 0742-34-5086

Fax 0742-36-7671

E-mail : [hoikusho-youchien@city.nara.lg.jp](mailto:hoikusho-youchien@city.nara.lg.jp)